

厚木市都市計画審議会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市都市計画審議会委員(以下「委員」という。)の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 委員への応募の資格は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で18歳以上のもの

ア 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

イ 市内で公共的な活動を行う者

ウ 市に納税義務を負う者

(2) 本市の他の審議会等の委員でない者

(3) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員の総数の5分の1以上とし、男女の割合は同じとなるよう努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 委員に応募しようとする者は、厚木市都市計画審議会委員応募申込書(別紙様式)を市長に提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、都市計画主管部長、都市計画主管課長、都市計画主管係長をもって構成する。

3 選考委員会には、選考委員長を置き、都市計画主管部長の職にある者をもって充てるものとする。

4 選考委員会は選考委員長が招集し、選考委員長は会議の議長となる。

5 選考委員会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委員の選任)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、年齢、性別、社会的活動の経験、提出された意見等を総合的に考慮するものとする。

(選任の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。